

納付の期限等のお知らせ

令和4年分 確定申告

申告書の提出後に、別途、税務署から納付書の送付や納税通知書等のお知らせはありませんので、ご注意ください。

納期限

納付の期限

申告所得税及び
復興特別所得税

令和5年
3/15(水)

消費税及び地方消費税
((個人事業者))

令和5年
3/31(金)

振替日

振替納税を
ご利用の場合

令和5年
4/24(月)

令和5年
4/27(木)

申告所得税及び復興特別所得税の延納をご利用の場合の延納分の納期限及び振替日(振替納税をご利用の場合)は令和5年5月31日(水)です。

納付額のメモに
ご利用ください

円

円

納税者の皆様には、所定の期限までに所轄の税務署へ申告書を提出していただくとともに、納付する税額がある場合は、上記の納期限までに自ら納付していただく必要があります。

※納期限までに納付できない場合には、お早めに所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。

国税の納付は、自宅等にいながら納付可能な「キャッシュレス納付」が大変便利です。

特に毎年、申告所得税や消費税の確定申告書を提出する方には、「振替納税」が特にオススメです。

既に振替納税を利用されている方へ

振替日にご指定の預貯金口座から納税額を自動的に引き落とします。事前に預貯金口座の残高をご確認ください。

残高不足等で引き落としができない場合は、納期限の翌日から納付日まで延滞税がかかりますのでご注意ください。

転居等により所轄税務署が変わった場合は、手続きが必要です。詳しくは裏面の「振替納税のご案内」をご覧ください。

まだ振替納税を利用されていない方へ

納税には、便利で安全な振替納税をお勧めします。詳しくは裏面をご覧ください。

振替納税を利用されない方は、振替納税以外のキャッシュレス納付により納付することもできます(詳しくは裏面の各種案内をご覧ください)。

なお、金融機関の窓口で納付される方で納付書をお持ちでない方は、税務署又は所轄の税務署管内の金融機関に用意している納付書に現金を添えてご利用ください。

(※)金融機関に納付書がない場合には、所轄の税務署へご連絡ください。納期限までに納付がない場合は、延滞税がかかりますのでご注意ください。

振替納税のご案内

詳しくはこちら↓



納税には、便利で安全な 振替納税(口座振替)をお勧めします!

- ✓ 振替日にご指定いただいた預貯金口座から引き落としますので、納税を忘れることはありません。
- ✓ 金融機関や税務署の窓口まで現金を持ち歩く必要がなく安全です。
- ✓ 一度手続をすれば、継続して利用できます。



→ ⚠ 転居等により所轄税務署が変わった場合は、改めて「振替依頼書」の提出が必要です。

なお、「振替依頼書」の提出に代えて、次のいずれかの手続をすることも可能です。

- ① 所得税又は消費税の確定申告書を提出する際に、申告書第一表の「振替継続希望」欄に○を記入し、提出する。
- ② 異動後の所轄の税務署に、転居後も継続して振替納税を行う旨を記載した「所得税・消費税の納税地の異動又は変更に関する申出書」を提出する。

事前準備

「預貯金口座振替依頼書」(振替依頼書)の提出が必要です。

「振替依頼書」はオンライン(e-Tax)により提出が可能です。

また、書面の場合は、所轄の税務署又は「振替依頼書」に記載した金融機関に提出してください。

- (※1) オンライン提出ができる金融機関と預金口座の種類等については、国税庁ホームページにある「オンライン提出利用可能金融機関一覧(振替納税)」をご確認ください。
- (※2) 「振替依頼書」は、所轄の税務署又は国税庁ホームページにある「申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税(個人事業者)の振替納税手続による納付」からダウンロードすることができます。なお、書面による提出の場合には、振替依頼書に金融機関の届出印の押印が必要です。

金融機関一覧
はこちら↓



提出期限

振替納税を利用する申告所得税及び復興特別所得税、
消費税及び地方消費税の納期限まで



令和4年分
確定申告から
利用する場合

申告所得税及び復興特別所得税 > 令和5年3月15日(水)
消費税及び地方消費税(個人事業者) > 令和5年3月31日(金)

振替納税以外のキャッシュレス納付のご案内

国税の納付では、振替納税の他にも、金融機関や税務署の窓口に行く必要がない、自宅や事務所などから非対面で納付手続が可能な「キャッシュレス納付」を次のとおりご用意しております。

- ・ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)
- ・インターネットバンキング等による納付
- ・クレジットカード納付

詳しくはこちら↓



令和4年12月から国税のスマホアプリ納付が利用可能になりました。

お手持ちのスマートフォンから、「国税スマートフォン決済専用サイト」にアクセスし、ご利用になるPay払いを選択し、画面の表示に従って情報を入力することで納付ができます。

各キャッシュレス納付の詳しい情報等は、国税庁ホームページの「国税の納付手続」をご覧ください。

詳しくはこちら↓



国税庁ホームページ

<https://www.nta.go.jp>

国税庁

検索



国税庁ホームページでは、確定申告についての情報を掲載しておりますので、是非ご覧ください。

リサイクル適性 A
この印刷物は、印刷物の終わりに
リサイクルできます。

令和3年1月から
Webで完結

振替依頼書が オンラインで 提出できます!!



↑詳しくは
こちら

国税の振替納税を利用する場合には、事前に税務署又は希望する金融機関に振替依頼書を書面で提出する必要がありましたが、令和3年1月から、オンライン(e-Tax)で提出できます。

お手持ちのパソコン、スマートフォンから e-Tax を使って簡単な操作で提出できます。

書面では



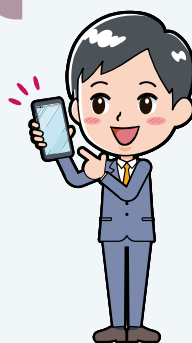
書類に必要事項を記入し、
金融機関届出印を押印



金融機関又は税務署に
書面で書類を提出



オンラインでは



- ✓ 金融機関又は税務署に
書面で提出不要!
- ✓ 振替依頼書記載不要!
- ✓ 金融機関届出印不要!
- ✓ 電子証明書不要!

利用可能税目

◇申告所得税及び復興特別所得税

- 期限内に申告された確定申告(3期)分及び延納分
- 予定納税(1期、2期)分

◇消費税及び地方消費税(個人事業者)

- 期限内に申告された確定申告分及び中間申告分



利用できる金融機関

オンライン提出が利用できる金融機関と預金口座の種類等については、国税庁ホームページにある「オンライン提出利用可能金融機関一覧(振替納税)」をご確認ください。

(注) 「オンライン提出利用可能金融機関一覧(振替納税)」に記載のない金融機関では、オンライン提出ができませんので、書面の振替依頼書を作成の上、金融機関又は税務署に提出してください。



↑詳しくは
こちら

ご利用に当たっての注意事項

- 納税者ご自身名義の預金口座のみがご利用できます。
※ 事業用口座(屋号付きの口座)は原則としてご利用することはできません。
- 申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税(個人事業者)の2税目の振替納税を希望される場合には、1税目ごとに手続が必要となります。
- 振替依頼書のオンライン提出は、システム事業者及び金融機関の提供するセキュリティに保護された外部サイトを利用します。



国税庁 ホームページ

<https://www.nta.go.jp>

国税庁

検索

申し込み手順

- ① 事前準備
- 利用者識別番号をお持ちでない方は、e-Tax の利用開始手続にて利用者識別番号を取得（即時発行されます）
 - 金融機関名・支店名・口座番号などが確認できるもの（通帳・キャッシュカードなど）
 - 金融機関の手続に必要な情報（暗証番号、通帳記載の最終取引残高、生年月日など）
- （注） 必要な情報は、金融機関により異なりますので、ご利用の金融機関ホームページ等でご確認ください。

申し込み入力画面

振替依頼書のオンライン提出（所得税）

■ 申し込み概要

■ 申込内容

以下の入力欄に申込内容を入力してください。

納税者氏名（カナ）（必須）	<input type="text"/>	（全角カナ）
納税者氏名（必須）	<input type="text"/>	（半角）
申請内容	<input type="checkbox"/> 口座振替	
税目	申告所得税及復興特別所得税	
申告区分（1つ以上チェック必須）	<input checked="" type="checkbox"/> 1期分、2期分 <input checked="" type="checkbox"/> 確定申告分（期限内申告分） <input checked="" type="checkbox"/> 延納分	
提出先税務署（必須）	都道府県	<input type="text"/> 選択してください
	税務署	<input type="text"/> 選択してください
所轄の税務署は「こちら」からご確認ください。		
電話番号（必須）	<input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/>	（半角数字）
住所（必須）	郵便番号	<input type="text"/> - <input type="text"/> （半角数字）
	住所	<input type="text"/> （半角）
申告納税地 （上記の住所欄に入力した住所と申告納税地（申告書に記載する住所）が異なる場合には、申告納税地を記載してください。）	<input type="checkbox"/> チェックボックスをチェックすると、申告納税地が入力できます。 <input type="text"/> （全角）	
口座名義（カナ）（必須） （納税者ご自身の名義に限ります。）	<input type="text"/> （全角カナ）	
口座名義（必須） （納税者ご自身の名義に限ります。）	<input type="text"/> （半角）	
利用開始年月日（必須） （すぐに利用を開始されない方のみ日付を変更してください。）	令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 （半角数字）	

[ページの先頭へ](#)

② e-Tax で入力

ご自身の氏名、住所、税務署名及び口座名義等を入力します。

（注） 入力画面に表示される注意事項等は必ずご確認くださいの上、入力してください。



③ 金融機関のサイトで入力

金融機関を選択し、手続に必要な情報を入力します。

※ 利用者認証後、e-Taxに戻ります。

④ 「提出」ボタンを押して送信

送信する前に、画面に表示された振替依頼書情報を確認してください。

⑤ 受付メッセージの受信

受信通知がメッセージボックスに格納されますので、必ずご確認ください。

ダイレクト納付利用届出書もオンラインで提出できます

詳しくはこちら↓

個人の方は、ダイレクト納付利用届出書も令和3年1月から、お手持ちのパソコン、スマートフォンからe-Taxを使って簡単な操作で提出できます。

詳しくは国税庁ホームページにある「ダイレクト納付の手続」をご覧ください。



e-Tax 利用時間

●月曜日～金曜日（休祝日及び12月29日～1月3日を除きます。）の24時間

（注） 休祝日の翌稼働日は8時30分からご利用いただけます。

●毎月の最終土曜日及び翌日の日曜日の8時30分～24時

（注） 利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。

キャッシュレス納付のご案内

国税の納付は、**金融機関や税務署等の窓口に行く必要がない**、非対面の「キャッシュレス納付」が大変便利です。

1>> ダイレクト納付



こんな方におススメ!

e-Taxで申告されている方、源泉所得税の毎月納付など頻繁に納付手続をされている方

さらに詳しい情報は
こちら



ダイレクト納付の申込みをすることで、e-Taxから簡単な方法で口座引落しにより納付する方法です。

納付方法

パソコンやスマホから、即時又は納付日を指定して、口座引落しにより納付する方法です。

事前手続

e-Tax利用開始届出書、ダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。詳しくは裏面をご覧ください。



2>> 振替納税



こんな方におススメ!

申告所得税や個人事業者の消費税の確定申告書を提出する必要がある方

さらに詳しい情報は
こちら



振替納税の申込みをすることで、毎年の確定申告等に係る国税を口座引落しにより納付する方法です。

納付方法

預貯金口座からの自動引落しにより納付する方法です。

事前手続

初回のみ振替依頼書の提出が必要です。
※ e-Taxによる提出が可能です。



3>> インターネットバンキング等



さらに詳しい情報は
こちら



納付方法

インターネットバンキング、モバイルバンキング又はATMから納付する方法です。

事前手続

インターネットバンキング又はモバイルバンキングの契約、e-Tax利用開始届出書の提出が必要です。

利用可能な金融機関については、「ペイジー (<https://www.pay-easy.jp/>)」でご確認ください。



4>> クレジットカード納付



さらに詳しい情報は
こちら



納付方法

「国税クレジットカードお支払サイト (<https://kokuzei.noufu.jp>)」からお手持ちのクレジットカードを利用して納付する方法です。※納付税額に応じた決済手数料がかかります(決済手数料は国の収入になるものではありません)。

振替納税、ダイレクト納付の申込みが オンライン(e-Tax)でできます！(注)個人の方に限ります。

国税の振替納税、ダイレクト納付を利用する場合には、事前に税務署又は金融機関に書面で依頼書を提出する必要がありましたが、令和3年1月からオンライン(e-Tax)で提出できます。

振替納税、ダイレクト納付の申込みの手順

- STEP 01 e-Taxにログイン**
(1) e-Taxを初めて利用される方は、e-Taxの利用開始届出書をオンラインで提出してください(利用者識別番号が即時発行されます。)
- STEP 02 振替口座の情報を入力**
(1) e-Taxでご自身の氏名、住所、税務署名及び口座名義を入力します。
(2) ご利用の金融機関を選択し、金融機関のサイトで必要な情報を入力します。
- STEP 03 「提出」ボタンを押して送信**
(1) 送信する前に、画面に表示された情報を確認してください。
(2) 受信通知がメッセージボックスに格納されますので、必ずご確認ください。



手順が少なくして
簡単ね!



振替納税、ダイレクト納付のオンライン申込みのメリット

- ・金融機関又は税務署に**書面での提出が不要!**
- ・振替依頼書又はダイレクト納付利用届出書の**記載が不要!**
- ・金融機関届出印の**押印が不要!**
- ・**電子証明書が不要!**



事前に準備するものが
少なくて便利だね!

利用できる金融機関

オンライン提出が利用できる金融機関については、国税庁ホームページにある「**オンライン提出利用可能金融機関一覧(振替納税)**」「**オンライン提出利用可能金融機関一覧(ダイレクト納付)**」をご確認ください。

オンライン提出利用可能
金融機関一覧(振替納税)



オンライン提出利用可能金融
機関一覧(ダイレクト納付)



法人の方はこちらをご覧ください。

法人の方がダイレクト納付の申込みをする場合には、書面で提出する必要がありますので、「国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書」(p3)をご利用ください。なお、記載要領については、国税庁ホームページ内「ダイレクト納付の手続」をご覧ください。

ダイレクト納付の手続



電子納税届出書記載要領



切り取り線で
切りはなして
提出してください



法人番号

※個人の方は個人番号の記載は不要です。

国税ダイレクト方式電子納税依頼書 兼国税ダイレクト方式電子納税届出書

令和 年 月 日提出

税務署長 へ

氏名 (法人名及び代表者氏名)

私(当社)は、国税について、電子納税(ダイレクト方式)を利用することとしたいので届け出ます。
なお、税理士から申告書等を代理送信した場合には、税理士が私(当社)に代わって電子納税(ダイレクト方式)手続の実行をできるように、あわせて届け出ます。

取扱金融機関 御中

私(当社)は、国税の納付を電子納税(ダイレクト方式)により納付することとしたいので、下記約定を確約の上、依頼します。

1 指定預貯金口座

住所 (所在地)	(〒 -) 電話 ()	(金融機関お届け印)
	(申告納税地)	
氏名 (法人名及び 代表者氏名)	(フリガナ)	印影が不鮮明な場合には、 こちらにも押印してください。
指定金融機関	銀行・信用金庫 労働金庫・農協 信用組合・漁協	本店・支店 本所・支所 出張所
預金種別	1 普通 2 当座 3 納税準備	口座番号 (ゆうちょ銀行以外)
ゆうちょ銀行	記号番号	-

2 振替日時:納付情報送付日時

3 利用開始日:ダイレクト方式電子納税(ダイレクト納付)登録完了通知の受信日以降

税務署整理欄

(不備事由)

- 1 金融機関番号エラー
2 整理番号等未登録
3 重複入力
- 4 口座情報不完全
5 その他

入	力	訂正	入力	送	付	登	録

金融機関番号

整理番号

約 定

- 国税庁の電子情報処理組織を使用して私(当社)名義の国税の納付に必要な情報(以下「納付情報」という。)が送付されたときは、私(当社)に通知することなく納付情報に記録された金額を指定預貯金口座から引き落としの上、納付してください。この場合、当該納付に係る領収証書は省略されて差し支えありません。
- 前項の指定預貯金口座からの引き落としに当たっては当座勘定規定又は預貯金規定にかかわらず、私が行うべき小切手の振出又は預貯金通帳及び預貯金払戻請求書の提出などいたしません。
- 指定預貯金残高が振替日時において納付情報に記録された金額に満たないときは、私(当社)に通知することなく納付情報を返戻されても差し支えありません。
- この契約は、貴店(組合)が相当の事由により必要と認めた場合には私(当社)に通知されることなく解除されても異議はありません。
- この契約を解除する場合には、私(当社)から税務署を経由して指定した金融機関に書面をもって届け出ます。
- この取扱いについて、仮に紛議が生じても、貴店(組合)の責によるものを除き、貴店(組合)には迷惑をかけません。

金融機関整理欄

(不備返却事由)

- A 印鑑相違
B 印鑑不鮮明
C 口座番号相違
D 口座該当なし
E 名義人相違
(備考)
- F 住所相違
G 支店名相違
H その他

受	付	印	印	鑑	照	合	検	印

(口座識別番号)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(認証番号)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

納付手続の特徴一覧

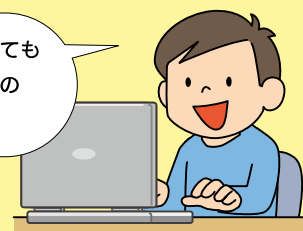
納付手段	便利に利用できる方	納付手続に必要なもの	利用可能税目	利用可能金額
ダイレクト納付	<ul style="list-style-type: none"> e-Taxで申告をされている方 源泉所得税の毎月納付など、頻繁に納付手続をされる方 日付を指定して納付されたい方 	<ul style="list-style-type: none"> e-Tax利用開始届出書の提出 ダイレクト納付利用届出書の提出 	<ul style="list-style-type: none"> 全ての税目 <small>※納付手続方法により利用できない税目あり</small>	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関により異なる
振替納税	<ul style="list-style-type: none"> 申告所得税や消費税（個人）の確定申告書を毎年提出する必要のある方 	<ul style="list-style-type: none"> 振替依頼書の提出 	<ul style="list-style-type: none"> 申告所得税 消費税（個人） 	<ul style="list-style-type: none"> 制限なし
インターネットバンキング等	<ul style="list-style-type: none"> e-Taxで申告をされている方 インターネットバンキングやモバイルバンキングを利用されている方 	<ul style="list-style-type: none"> e-Tax利用開始届出書の提出 インターネットバンキング又はモバイルバンキングの契約 	<ul style="list-style-type: none"> 全ての税目 <small>※納付手続方法により利用できない税目あり</small>	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関により異なる
クレジットカード納付	<ul style="list-style-type: none"> クレジットカードを利用されている方 インターネットに接続できるPC・スマホ等をお持ちの方 	<ul style="list-style-type: none"> クレジットカード <small>※納付税額に応じた決済手数料あり</small>	<ul style="list-style-type: none"> 全ての税目 <small>※印紙を貼りつけて納付する場合等、利用できない税目あり</small>	<ul style="list-style-type: none"> 1,000万円未満かつカード利用可能範囲内

地方税より納付方法のご案内

- 『地方税共通納税システム』から、次の税金が利用できます。
 ①法人都道府県民税 ②法人事業税 ③地方法人特別税 ④法人市町村民税 ⑤事業所税 ⑥個人住民税（特別徴収分、退職所得分）。
 詳しくはeLTAXホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp>) をご覧ください。

※国税と地方税の電子納税の利用手続は、それぞれ手続が必要となります。
 なお、地方税共通納税システムは、地方税共同機構が運営しています。

金融機関に行かなくても
 自宅で国税と地方税の
 納付ができるね



利用可能時間



電子納税の利用可能時間

下記のe-Taxの利用可能時間内で、かつ、ご利用の金融機関のシステムが稼働している時間となります。

e-Taxの利用可能時間

月曜日～金曜日（休祝日及び12月29日～1月3日を除きます。）24時間

（注）休祝日の翌稼働日は8時30分から利用開始となります。

毎月の最終土曜日及び翌日の日曜日の8時30分～24時

※利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。



e-Taxホームページ <https://www.e-tax.nta.go.jp>

イータックス

検索



利用開始の手続き、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問（Q&A）に関する最新の情報については、e-Taxホームページで詳しくお知らせしておりますのでご覧ください。

e-Taxソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問は「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」(TEL.0570-01-5901)へお問い合わせください。

ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日 9時～17時（土日祝日及び12月29日～1月3日を除きます。）です。

リサイクル適性(A)
 この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

令和3年9月

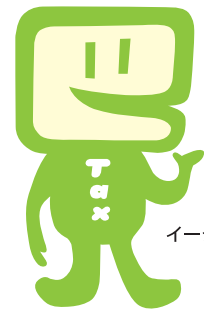
国税の納付は

スマホで
スマートに

6つのPay 払い(〇〇ペイ)から
納付手続きが行えます！



スマホアプリ納付の
詳しい情報はこちらから



イータ君

令和4年12月1日から国税のスマホアプリ納付が利用可能になります。

✓ **事前手続き不要！**

✓ **いつでもできる！
場所を選ばず
どこでもできる！**

「国税スマートフォン
決済専用サイト」に
アクセス！

Pay 払い(〇〇ペイ)
を選択し、画面の表示
に従って手続き！

留意点

- アカウント残高を利用した支払い方法のみ利用可能なため、事前に利用する Pay 払い(〇〇ペイ)へのアカウント登録及び残高へのチャージが必要です。
- 原則として、全ての税目で納付が可能です。ただし、印紙を貼り付けて納付する場合等、ご利用ができない税目があります。
- 一度の納付での利用上限金額は 30 万円です。
※ 利用する Pay 払い(〇〇ペイ)で設定された上限金額により、利用可能な金額が制限される場合があります。
- 領収証書は発行されません。
※ 領収証書が必要な方は、金融機関や税務署の窓口で納付してください。
なお、「納付手続の完了」画面で「納付内容をダウンロード」していただくか、「納付情報の入力」画面でメールアドレスを登録し、納付手続完了メールを受信することで、納付内容を確認することができます。

詳しくは、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) をご覧ください。

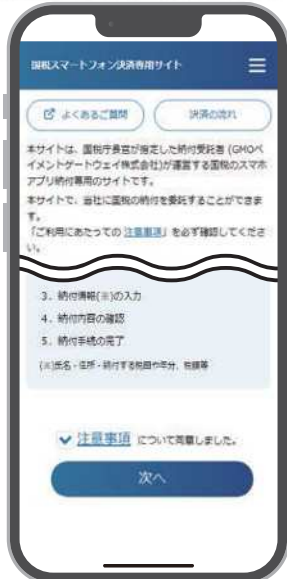
スマホアプリ納付の手続きの流れ

1 国税スマートフォン決済専用サイトにアクセス

- e-Tax を利用して申告書等データを送信した方は、メッセージボックスに格納される受信通知からアクセス。
- 国税庁ホームページからアクセスする方は、国税庁ホームページの「スマホアプリ納付の手続」ページに表示されている「国税スマートフォン決済専用サイト」からアクセス。

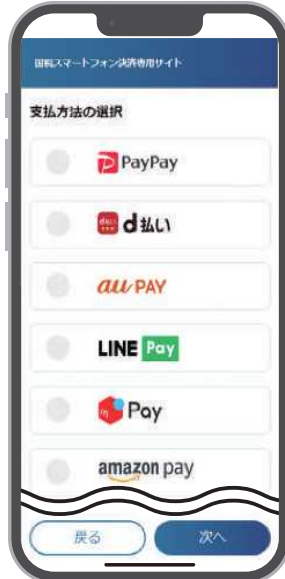
2 国税スマートフォン決済専用サイトで手続き

1 決済専用サイトトップ



決済専用サイトが表示されます。
注意事項を確認し、「次へ」をタップします。

2 支払方法の選択



利用する Pay 払い(〇〇ペイ)を
選択し、「次へ」をタップします。

3 納付情報(氏名等)の入力



画面の表示に従って、氏名や住所など
を入力し、「次へ」をタップします。

4 納付情報(税額等)の入力



納付する税目や税額を入力し、
「次へ」をタップします。

5 入力内容の確認、納付

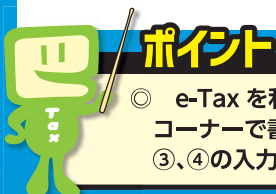


入力した内容を確認し、「納付」をタップします。
※ 選択した Pay 払い(〇〇ペイ)が起動します。

6 完了!



選択した Pay 払い(〇〇ペイ)でお支払い
後、「納付手続の完了」画面が表示されたら
手続き完了です!



ポイント

- e-Tax を利用して申告書等データを送信し、受信通知(納付区分番号通知)からアクセスした方や、確定申告書等作成コーナーで書面による申告書を作成し、出力された QR コードからアクセスした方は、納付情報が引き継がれますので、③、④の入力は不要です。

※「QRコード」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。